

## 現場説明書（その他委託：指名競争入札）

### 1 入札に関する条件等

#### 共通発注条件

##### 【入札参加条件】

1. 入札日又は入札締切日において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当しないこと。
2. 入札日又は入札締切日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づき、一般競争入札への参加の停止又は指名競争入札の指名の停止（以下「入札参加停止」という。）の措置を受けていないこと。
3. 入札日又は入札締切日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、枚方市暴力団排除条例（平成 24 年枚方市条例第 45 号）第 8 条の規定による措置を受けていないこと。
4. その他、入札参加停止の措置事由に該当し、入札に参加させることが適当でないと認められる者でないこと。

#### 同一入札への参加制限

資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係（次に掲げる関係をいう。以下同じ。）にある者同士は、同一の入札に参加することができない。

なお、以下の「子会社等」「親会社等」は、会社法に定めるものとし、「役員」は、国土交通省通達「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成 27 年 3 月 6 日付け国地契第 91 号）に定めるものとする。

##### ア 資本関係

- 1) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

##### イ 人的関係

- 1) 一方の会社等の役員\*が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員\*が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

##### ウ 事実上一体とみなす関係

- 1) 一方の会社等の役員\*と他方の会社等の役員\*が、同居している場合
- 2) 一方の会社等\*と他方の会社等\*の本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む。）の所在地が、同一場所である場合
- 3) 一方の会社等\*と他方の会社等\*の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、同一である場合

（\*には個人事業主を含む。）

#### 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格制度対象の入札においては、予定価格と最低制限価格の範囲内）の入札がない場合は、1 回に限り、再度入札を行うことがある。ただし、最低制限価格制度対象の入札においては、最低制限価格を下回る価格で入札した者は、「失格」となり再度入札に参加することができない。

\* 再度入札の結果、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格制度対象の入札においては、予定価格と最低制限価格の範囲内）の入札がないときは、再度入札の予定価格を上回る最低価格の入札者と価格の協議を行うことがある。

#### その他

落札決定後、落札業者へ契約手続等についての案内を、本市登録アドレスへメール送付する。

### 2 入札保証金

免除とする。

※入札保証金の納付を免除された者で、落札をしながら、正当な理由がなく契約を締結しないときは、枚方市契約規則（昭和 52 年枚方市規則第 13 号）の規定に基づき、落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を違約金として徴収する。

### 3 入札方法等

- (1) 本市所定の入札書を使用すること。(再度入札や記載誤り等を考慮し、2枚以上作成しておくこと。)  
※ 入札書は、各案件個別の様式を仕様書とともにメールにて送付する。
- (2) 代理人が入札を行う場合は、必ず委任状(代理人の使用印も押印したもの)を提出すること。  
※ 様式は、「枚方市ホームページ」→「産業・しごと」→「入札・契約情報」  
→「様式ダウンロード」→「その他委託(指名競争入札)様式」よりダウンロードしてください。  
また、入札書においても、必ず誰のための代理行為であるかを入札書に記載すること。  
※ 記載例

(入札者)	所在地	枚方市大垣内町2-1-20
	商号又は名称	〇〇株式会社
	代表者職氏名	代表取締役 枚方 太郎
	上記代理人	枚方 一郎 (代理人の印)

- (3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札を行うこと。
- (4) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
  - ① 入札前にあっては、入札辞退届を契約課に提出すること(FAX送信又は持参(郵送可))。なお、FAX送信した場合、改めて入札辞退届を提出する必要はない。
  - ② 入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。※ 入札を辞退した場合も、これを理由として以降の指名等で不利益な取扱いを受けない。  
※ 様式は、「枚方市ホームページ」→「産業・しごと」→「入札・契約情報」  
→「様式ダウンロード」→「その他委託(指名競争入札)様式」よりダウンロードすること。

### 4 最低制限価格の設定

最低制限価格制度対象の入札においては、疎漏業務、ダンピング受注等を防止するため、地方自治法施行令第167条の13において準用する同法第167条の10第2項の規定に基づき、あらかじめ設けられた最低制限価格を下回った価格をもって入札した者を「失格」とし、落札者とししないものとする。「最低制限価格」は予定価格の60%で設定、1円未満の端数がある場合は切捨て)

### 5 開札

- (1) 開札は、契約課職員が行うものとする。
- (2) 本入札においては、予定価格の制限の範囲内(最低制限価格制度対象の入札においては、予定価格と最低制限価格の範囲内)で最低価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の13において準用する同令第167条の9の規定により直ちに当該入札をした者でくじを引き、落札者を決定する。この場合においてはくじを辞退することはできない。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、落札となるべき価格をもって入札した者を落札者とししない。
  - ア 無効な入札であったことが明らかになった場合
  - イ 入札の日又は入札の締切の日の後に入札参加資格の要件を満たさないこととなった場合
  - ウ 入札の日又は入札の締切の日の後に入札参加排除条件に該当することとなった場合

### 6 契約の締結

- (1) 契約書及び契約約款は、本市所定のものを使用する。
- (2) 契約の締結は、落札者の承諾を得たときは、情報通信の技術を利用する方法(電子契約)により行う。
- (3) 契約の締結に際しては、契約金額の100分の5に相当する額以上の額の契約保証金を納めなければならない。
- (4) 前号に規定する契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。
  - ア 国債、地方債その他政府の保証のある債券、金融債、公社債又は市長が確実と認める社債
  - イ 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払い保証をした小切手
  - ウ 銀行又は市長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (5) 次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
  - ア 本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券の提出(電磁的方法であって本市が認めた措置を含む。)があったとき。

イ 債務の履行を保証する工事履行保証契約を締結し、当該保険証券の提出（電磁的方法であって本市が認めた措置を含む。）があったとき。

## 7 契約を締結しない場合

落札者が5(4)イ又はウに該当する場合は、当該落札者と契約を締結しない。この場合において、当該落札者は違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を本市に支払わなければならない。

## 8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格の要件を満たさない者が行った入札又は本市の確認を受けていない代理人が行った入札
- (2) 指定の日時までに提出又は到着のなかった入札
- (3) 入札者の記名押印のない入札  
(代理人が行う場合は、3.(2)※記載例を参照のこと。)
- (4) 同一入札において入札者又はその代理人が2以上の入札を行ったその全部の入札
- (5) 同一入札において入札者及びその代理人がそれぞれ入札を行ったその双方の入札
- (6) 資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係にある者同士がそれぞれ入札を行ったその双方の入札
- (7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (8) 入札に関し、不正な行為により行われ、又は不正な行為があると疑うに足りる事実がある入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

## 9 入札の中止等

次のいずれかに該当するときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

- (1) 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき。
- (2) 災害その他やむを得ない理由があると認めるとき。
- (3) 入札者が2人に満たないとき。ただし、当該業種の指名基準に適合する全登録業者を対象として実施した案件の場合は、この限りでない。

## 10 談合その他不正行為の対応

本入札について、談合等その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応するので了知されたい。

## 11 再委託等の禁止

次のいずれかに該当する者を本業務において受任者又は下請負人とすることを禁止する。

- (1) 入札参加停止の措置を受けている有資格者
- (2) 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に規定する次のいずれかに該当する者
  - ① 入札等除外者
  - ② 所轄の警察署又は大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る者
  - ③ 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者

## 12 その他

発注者が枚方市上下水道事業管理者（枚方市病院事業管理者又は枚方寝屋川消防組合管理者）である場合は、上記2以降の説明において、「市長」は「枚方市上下水道事業管理者（枚方市病院事業管理者又は枚方寝屋川消防組合管理者）」、「枚方市契約規則」は「枚方市契約規則の例（市立ひらかた病院契約規程又は枚方寝屋川消防組合契約規則）」と読み替えるものとする。